通所リハビリテーションの運営規程(指定介護予防)

第1条　医療法人社団東医会が開設するみかたはら介護老人保健施設が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条　要支援状態にある者（以下「要支援者」という。）に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条　みかたはら介護老人保健施設が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2　指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることを予防に資するよう、その目標を設定し計画を行う。

3　指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条　指定介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（1）　名称　　みかたはら介護老人保健施設

（2）　所在地　静岡県浜松市中央区三方原町675番地の6

（従業者の職種）

第5条　指定介護予防通所リハビリテーションを実施する従業者の職種,定員数及び職務内容は次の通りとする。

①　管理者　　1名

管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

②　医師　　1名以上

医師は、要支援者らの看護、介護、機能訓練等、通所リハビリテーション計画の実施が適切に行われるよう医学的管理を行う。

③　専従する従業者

理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員　4名以上

（内、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、１００人若しくは、その端数を増すごとに1人以上配置）

専従する従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供する。

2　施設長は必要に応じ前項の員数以上の職員を置くことが出来る。

（営業日及び営業時間）

第6条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

①　営業日　　月曜日～土曜日（ただし、12月31から1月3日までは除く）

②　営業時間　　8：30～17：00

③　サービス提供時間　　1単位　9：20～15：30

（指定介護支援通所リハビリテーションの利用定員）

第7条　指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、1単位40名とする。

（指定介護予防通所リハビリテーションの内容）

第8条　　実施する指定介護予防通所リハビリテーションは次の通りとする。

①　通常6時間以上7時間未満の指定介護予防通所リハビリテーションを行うが、心身等諸事情により、6時間未満の指定介護予防通所リハビリテーションの計画も行う。

②　居宅と指定介護予防通所リハビリテーション間の送迎

③　指定介護予防通所リハビリテーションにおける入浴介助

④　指定介護予防通所リハビリテーションにおける特別入浴介助

⑤　指定介護予防通所リハビリテーションにおける食事の提供

2　指定介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者に対する心身の機能回復のため、通所リハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的に（2）の訓練等を行う。

（1）　目的

①　ADL・QOL の維持向上

②　寝たきり防止

③　社会性の維持向上

④　精神状態の改善

⑤　その他、利用者の状態の改善

（2）　訓練等

①　手芸等趣味的訓練

②　日常生活活動に関する訓練

③　運動療法

④　物理療法

⑤　集団体操

⑥　歩行訓練

⑦　集団レクレーション

（通常の事業の実施範囲）

第9条　中央区・浜名区とする。

（利用料その他の費用の額）

第10条　指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その１割又は2割又は3割の額とする。

2　食費　　６００円

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条　サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2　利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

（非常災害対策）

第12条　非常災害対策については、医療法人社団東医会　みかたはら介護老人保健施設の消防計画及び地震防災応急計画に準じて行う。

（虐待防止に関する事項）

第13条　　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵　虐待の防止のための指針を整備する。

⑶　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 14 条　　従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また従業者であったものにも、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる。

3　この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は医療法人社団東医会みかたはら介護老人保健施設が定めるものとする。

（付則）　この規程は、平成 30 年8月１日から施行する。　　この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。